

滝川市立病院虐待対応マニュアル

1. 虐待の定義

(1) 児童虐待

児童虐待とは、保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。児童虐待の防止等に関する法律では次の4種類に分類されています。

身体的虐待

- ・身体に傷（打撲傷、あざ、骨折、頭部外傷、内臓損傷、火傷、刺傷）を生じさせるような行為
- ・生命に危険を及ぼす行為
首を絞める、投げ落とす、乳児を激しく揺さぶる、熱湯をかける、炎天下や真冬に戸外に締め出す、縄などで拘束する
- ・意図的に子どもを病気にさせる行為 など

ネグレクト（保護の怠慢、養育の放棄）

- ・極端に不適切な生活環境
食事を与えない、衣類が不潔、不衛生な環境での生活
- ・子どもの健康や安全への配慮を怠る行為
家に閉じ込める、子どもの意に反して登校させない、病気でも受診させない、乳幼児を家や自動車内に置き去りにする
- ・同居人などによる虐待の放置 など

心理的虐待

- ・暴言、脅迫
- ・無視、拒否的な態度
- ・他のきょうだいとの著しい差別
- ・子どもの面前での夫婦間の暴力 など

性的虐待

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要
- ・性器や性的な行為を見せる
- ・子どものポルノ写真を撮る など

(2) 高齢者虐待

高齢者虐待防止法により規定されている「**高齢者虐待**」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいうとされており、次のいずれかに該当する行為をいうとされています。（高齢者虐待防止法第2条）

身体的虐待

- ・高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
※平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる。
ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。など

介護・世話の放棄・放任（いわゆるネグレクト）

- ・高齢者を衰弱させるような著しい減食若しくは長時間の放置、養護者以外の同居人による高齢者虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること、又は高齢者を養護すべき養介護施設従事者等の職務上の義務を著しく怠ること。
※入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。
同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること。 など

心理的虐待

- ・高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
※排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
侮辱を込めて、子供のように扱う。
高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 など

性的虐待

- ・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
※排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
キス、性器への接触、セックスを強要する。など

経済的虐待

- ・養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
※日常生活に必要な金銭を渡さない又は使わせない。
本人の自宅等を本人に無断で売却する。
年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。など

※用語の定義として次のとおり規定しています。

- ・「高齢者」とは、65 歳以上の者。
- ・この号でいう「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの。
- ・「養介護施設従事者」とは、老人福祉法による老人福祉施設若しくは有料老人ホーム、又は介護保険法による地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは地域包括支援センターの業務に従事する者。及び、老人福祉法による老人居宅生活支援事業、又は介護保険法による居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業若しくは介護予防支援事業の業務に従事する者。

(3) 障害者虐待

障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいうものとされています。

また、「障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 40 条の 2 及び第 40 条の 3 の規定による精神科病院において医療を受ける精神障害者を含みます。

- ・この号でいう「養護者」とは、障害者の身の世話を金銭の管理などを行う、障害者の家族、親族、同居人等です。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合があります。
- ・「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人です。
- ・「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人です。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

身体的虐待

- ・障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
※平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込める、など

性的虐待

- ・障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること
※性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる、など

心理的虐待

- ・ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
※怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする、など

ネグレクト（放棄・放置）

- ・ 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること
※食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置する、など

経済的虐待

- ・ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること
※年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

○障害者虐待防止法では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待行為を禁止しています。

障害者虐待防止法の対象となる障害者

障害者虐待防止法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

○精神科病院において虐待が起こりやすい背景は次のとおりです。

① 精神科の閉鎖性

精神科における様々な行為が、患者と職員だけで進められることが多く、外部

の目が行き届きにくい環境にある。閉鎖的な空間で起きた出来事に対しては、見て見ぬふりをしたり傍観者になる可能性が高くなる。

② 精神障害の特徴

患者の活発な精神症状や認知・行動等の障害によって、職員は意思疎通の困難さやジレンマを感じたり、誤解をする可能性が高くなる。

この場合、自己中心的な職員においては、患者に対する抑制が効かなくなり、言動に手加減ができない状態に陥りやすい。

③ 職員と患者の人間関係の特性

支援を押しつけるタイプの職員と、要求期待が強い患者の間に力の差がある場合は、職員は攻撃、放任、排除の言動をとりやすくなる。

(4) 配偶者からの暴力

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）とは、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

・配偶者からの暴力との関係

「配偶者からの暴力」

- ・「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- ・「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としているほか、身体に対する暴力のみを対象としている規定もあります。
- ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

2. 虐待防止のための取り組み

(1) 虐待対策委員会の設置

- ① 院長は、市立病院内及び訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどにおいて医療又は介護を受ける児童、高齢者、障害者に対する虐待を防止するために必要な措置を講じるものとし、院内に虐待対策委員会を設置し、虐待に関する相談にかかる体制の整備及びこれに対処するための措置を講じるとともに、虐待の未然防止等に取り組むものとし、ます。
- ② 虐待対策委員会の委員構成は、次のとおりとします。
事務部長、診療部1～2名、看護師3名、リハビリテーション科職員1名、地域医療室1名、医療安全管理者1名、その他院長が必要と認める者
- ③ 虐待対策委員会の庶務は、事務部事務課が行います。

(2) 虐待防止責任者の設置

虐待対策委員会の委員長を虐待防止責任者と定め、職員による虐待の未然防止に取り組めます。万が一、虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止責任者を中心に事案の検証と再発防止に取り組めます。

3. 虐待対策委員会等の職務

(1) 虐待対策委員会の職務

虐待対策委員会の職務は、次のとおりとします。

- ① 虐待防止のための計画づくりに係る次の事項に関すること。
 - ・過去の通報案件の振り返りとその対応
 - ・本マニュアルの改正
 - ・虐待防止に関する研修の開催
 - ・医療現場の把握と課題の報告
- ② 虐待防止のチェックとモニタリングに係る次の事項に関すること。
 - ・職場環境の確認と改善
 - ・労働条件の確認と見直し
 - ・虐待による事故（不適切な対応事例を含む。）の状況、虐待に関する苦情及び相談の内容等の報告
- ③ 虐待（不適切な対応事例を含む。）発生後の対応に係る次の事項に関すること。
 - ・虐待やその疑いが生じた場合における事案の検証及び再発防止策の検討とその実施並びにこれらの院長への報告
- ④ 虐待が発生した場合における虐待としての通報の判断及び即時の通報に関すること。

(2) 虐待防止責任者の職務

虐待防止責任者の職務は、次のとおりとします。

- ① 虐待又は虐待が疑われる事案に係る相談及び報告を受けること。
- ② 虐待又は虐待が疑われる事案を関係機関等に通報すること。
- ③ 虐待又は虐待が疑われる事案に係る事実を確認し、虐待対策委員会に報告すること。
- ④ その他虐待の防止の推進に関すること。

4. 虐待への対応

(1) 家族、養護者、多施設の職員など当院職員以外による虐待が疑われる場合

当院職員以外の者による虐待が疑われる場合の虐待の対応は、「虐待対応フロー」（別紙1－1）に基づき進めるものとします。

(2) 当院職員による虐待が疑われる場合

- ① 市立病院内及び訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどにおいて医療又は介護を受ける児童、高齢者、障害者に対する、当院職員による虐待が疑われる場合の対応は「虐待対応フロー」（別紙1－2）に基づき進めるものとし、対応窓口

は、事務課長とします。

- ③ 病院内及び訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどにおける職員の虐待対応の進め方については、次のとおりとします。

A 職員は、虐待の早期発見に努めるものとする。

B 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合

- a) 明らかに虐待を行っている場面を目撃した場合のみでなく、虐待の疑いがある場合も含め、事実確認が取れていなくても通報する義務がある。
- b) 病院内及び訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどにおいて発生した虐待又は虐待が疑われる事案について、発見した職員等から相談を受けた所属長等又は事務課長若しくは事務課総務係の担当者が虐待の疑いを感じた場合にあっても通報する義務がある。
- c) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、平日の時間内の場合は主治医、休日・夜間の場合は当直医へ連絡するとともに、平日の時間内及び休日等に関わらず、直ちに、「調査、検討、対応シート」(別紙2-1, 2-2)に記録の上、所属長等又は事務課長若しくは事務課総務係に報告しなければならない。
- d) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見し、緊急時と認められる場合には、直ちに、当該虐待に関係する行政機関又は所轄の警察署に通報しなければならない。
※緊急時とは、死亡例、明らかな傷害例、虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者の安全が確保できない等の場合をいう。
- e) 事務課長は、虐待又は虐待が疑われる加害者である職員の所属長と協議の上、虐待又は虐待が疑われる加害者である職員の勤務内容について、患者対応から外すなどの緊急処置を行うものとする。
- f) 虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者及び家族等の安心や安全の確保を最優先とし、虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者に受診が必要な場合は、速やかに適切な治療が受けられるよう手配を行うものとする。
- g) 虐待又は虐待が疑われる事案を発見し報告又は通報した職員は、この報告又は通報を理由として分限、懲戒その他の不利益処分を受けることはない。
- h) 虐待又は虐待が疑われる事案について、報告又は通報を受けた所属長等又は事務課総務係の担当者は、直ちに事務課長に報告しなければならない。
- i) h) により報告を受けた事務課長は、直ちに、当該事案を関係機関に通報する等適切に対処するとともに、速やかに、当該発生した虐待又は虐待が疑われる事案に係る事実を確認して、虐待対策委員会の委員長に報告しなければならない。
- j) i) により報告を受けた虐待対策委員会の委員長は、速やかに虐待対策委員会を開催しなければならない。
- k) 事務課長は、虐待又は虐待が疑われる加害者である職員に対し、虐待の疑いの事案が生じた背景を丁寧に確認しつつ、心理状態や現場の状況に配慮した上で事実確認を行うものとする。
- l) 事務課長は、他の職員等からもできるだけ広く情報収集を行うとともに、並行して事実確認を行うものとする。

C 都道府県等から通報を受けた場合

- a) 事務課長は、都道府県等から虐待又は虐待が疑われる事案の報告があった場合には、直ちに虐待対策委員会の委員長に報告し、虐待対策委員会の委員長は、速やかに虐待対策委員会を開催するものとし、病院内及び訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどにおいて虐待が発生した際の手順に準じて対応する。
- b) 緊急性が高い事案の場合は、都道府県等及び警察等の協力を仰ぎ、虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者の権利と生命の保全を優先する。
- c) 事実確認の際は、虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者の心身状態を配慮し、生命と身体の安全を十分に確保するとともに、虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者の負担を最小限に抑えるよう努めるものとする。
- d) 虐待対策委員会の委員長は、虐待対策委員会において調査、検証した内容を遅滞なく院長に報告するものとする。
- e) 院長は、虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者の家族に対し、法律に基づいて虐待の実態、経緯、背景等の調査及び再発防止策を速やかに行う旨を伝え、るとともに、虐待が発生した組織及び環境の要因分析を行うものとする。
- f) 院長は、虐待対策委員会で明らかとなった虐待の実態、経緯、背景、その他の事情について、速やかに虐待又は虐待が疑われる被害を受けた者の家族及び都道府県等に報告する。
- g) 都道府県等から提出書類を求められた場合は、その指示に真摯に対応するものとする。

D) 発生後の組織的対応

- a) 虐待又は虐待が疑われる事案について職員間で情報共有を行い、再発防止策を講じるとともに、権利侵害や虐待を未然に防ぐことが重要と認識して業務改善を行うものとする。
- b) 院長や一部の職員のみで対応せず、病院全体で再発防止に向けた取り組みを行うものとする。
- c) 病院内の既存の各種委員会を活用して様々な意見交換を行い、かつ、多職種かつ多面的な対応を行うものとする。
- d) 再発防止計画及び計画書をまとめ、都道府県等から改善計画の提出等の求めがあった場合は、その指示や期日等を厳守して提出するものとする。

5. 職員の研修

職員に対する虐待防止のための研修及び教育は、次の各号に定めるとおりとします。

- ① 研修は、全職員を対象として少なくとも年1回開催するものとする。ただし、重大な虐待が発生した場合は、虐待対策委員会が必要と認める研修を実施するものとする。
- ② 教育は、新規採用職員を対象として随時実施するものとする。
- ③ 研修及び教育の内容については、虐待の防止に関する基礎的内容等の知識を普及啓発するものであるとともに、このマニュアルに基づく虐待の防止の徹底を諮るも

のとし、具体的な実施方法及び内容については、虐待対策委員会が定めるものとする。

- ④ 職員は、研修及び教育のほか、虐待に関係する機関等により提供される虐待の防止に関する研修会、講習会等に積極的に参加し、患者等の権利擁護及び医療サービスの質の向上を図ることに努めるものとする。

6. マニュアルの閲覧

このマニュアルは、ホームページに掲載するとともに、患者及び家族等は、いつでも自由に閲覧することができる。

7. 関係法令

【児童虐待の防止等に関する法律】

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律】

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなけ

ればならない。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律】

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】

（虐待の防止等）

第四十条の二 精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）その他の関係者に対する精神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。

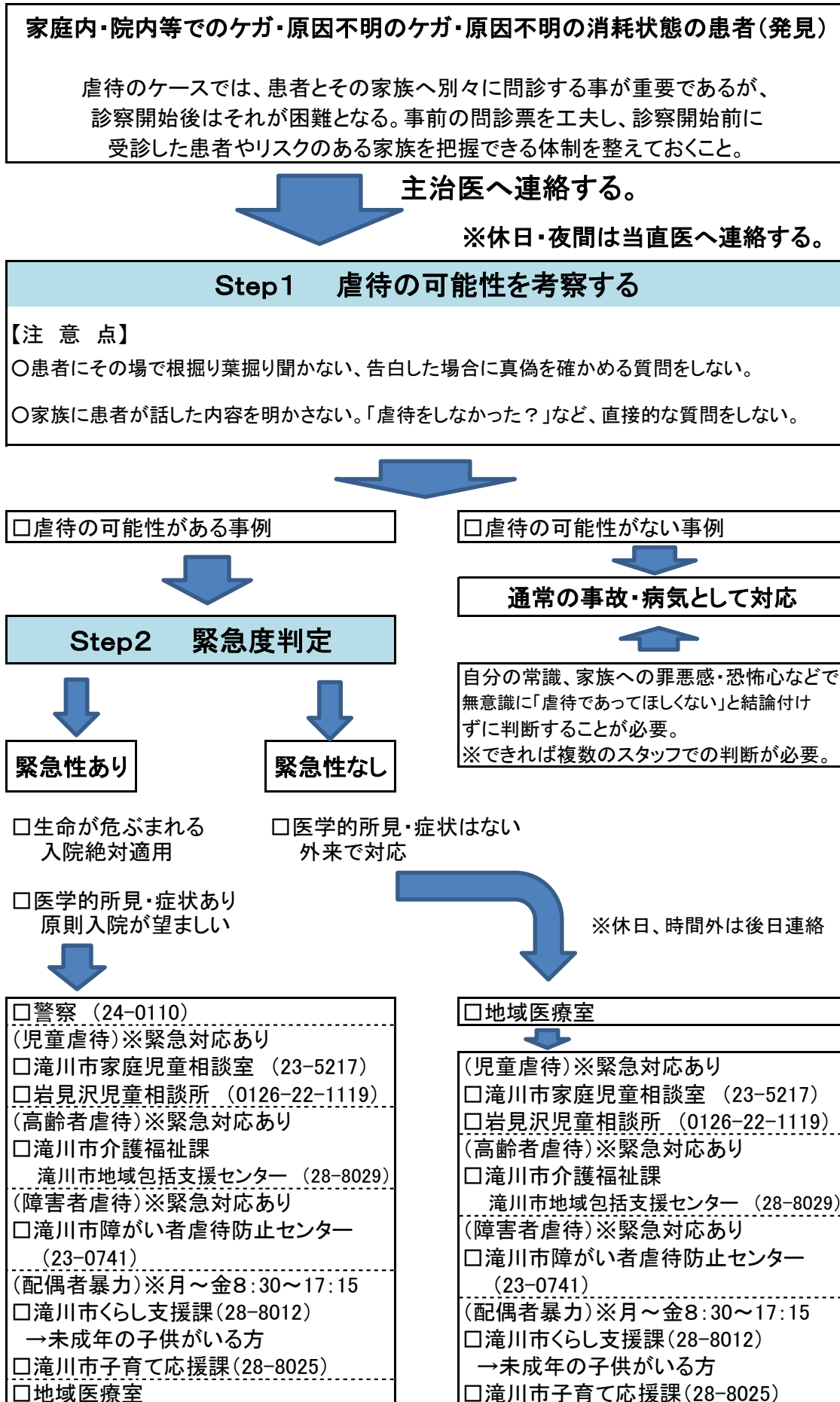
（障害者虐待に係る通報等）

第四十条の三 精神科病院において業務従事者による障害者虐待（業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。

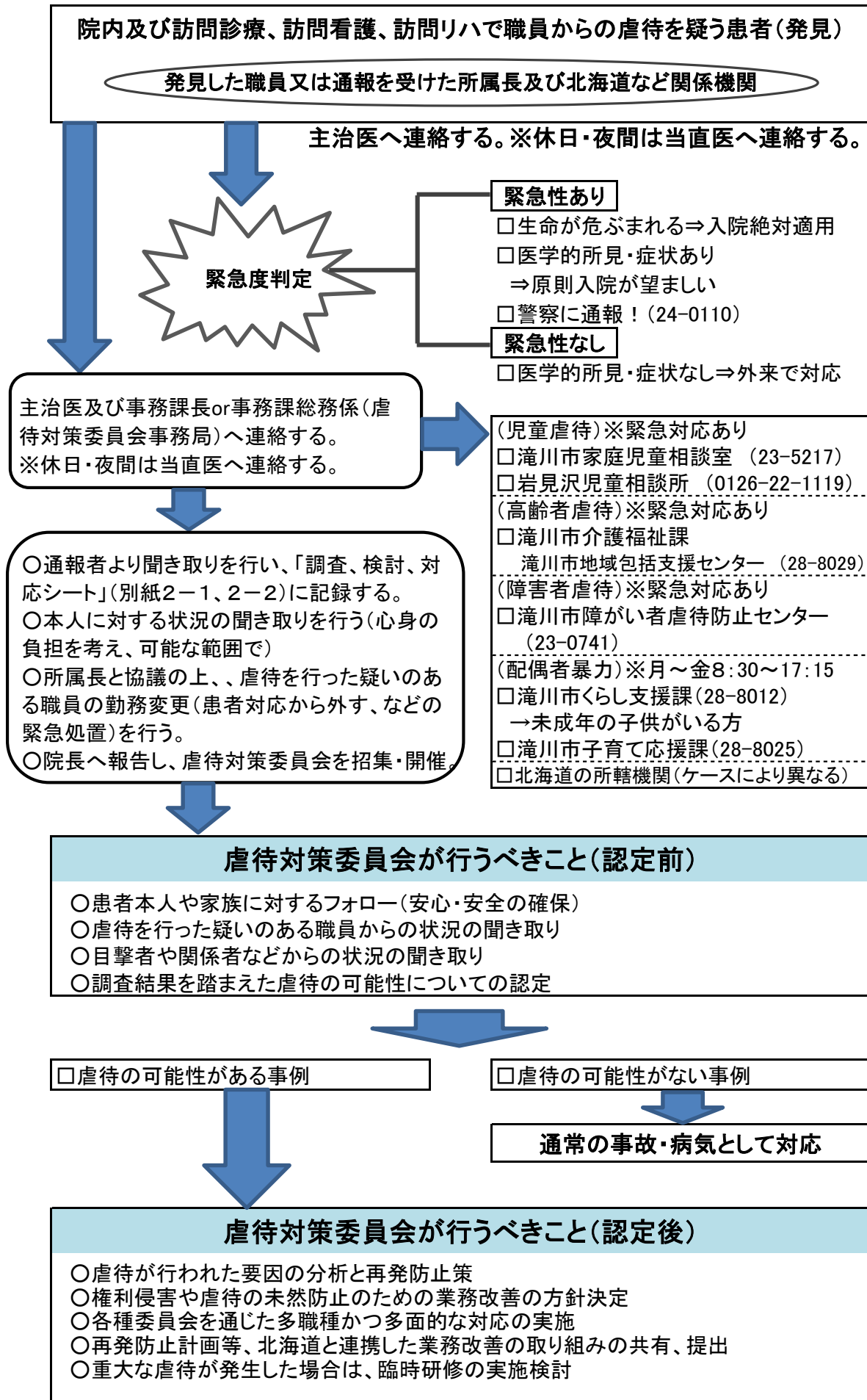
- 一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。次号において「障害者虐待防止法」という。）第二条第七項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当すること。
 - 二 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。
- 2 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 業務従事者は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

作成 平成27年2月
改訂 令和6年10月

虐待対応フロー(当院職員以外からの虐待が疑われる場合)



虐待対応フロー(当院職員による虐待が疑われる場合)



調査、検討、対応シート

虐待対応マニュアル 別紙2-1

開始日	令和 年 月 日	報告日	令和 年 月 日	記録者	
メンバー					

被虐待者の状況	ふりがな		☐ 男 ☐ 女	I D	
	氏 名	☐ 不明	生年月日	年 月 日	年齢 歳 ☐ 不明
	連絡先			現在の状況	☐ 入院中 ☐ 退院後
	入院年月日	() 年 () 月 () 日 ☐ 不明			
	傷病名				
	身体的合併症	☐ 有 () ☐ 無 ☐ 不明			
	入院形態	☐ 医療保護入院 ☐ 措置入院 ☐ 任意入院 ☐ 応急入院 ☐ 緊急措置入院 ☐ 一般入院			
	行動制限	☐ 身体的拘束 ☐ 隔離 ☐ 電話の制限 ☐ 面会の制限 ☐ 任意入院者の開放処遇の制限 ☐ なし ☐ その他 ()			
	キーパーソン	氏名 () 被虐待者との関係 ()			
特記事項					

調 査 (聞き取り等)	調査日	令和 年 月 日	調査日	令和 年 月 日
	対象者	氏名 (関係) :	対象者	氏名 (関係) :
	聴取者	氏名 (所属) :	聴取者	氏名 (所属) :
	内容		内容	
	調査日	令和 年 月 日	調査日	令和 年 月 日
	対象者	氏名 (関係) :	対象者	氏名 (関係) :
	聴取者	氏名 (所属) :	聴取者	氏名 (所属) :
	内容		内容	
	調査日	令和 年 月 日	調査日	令和 年 月 日
	対象者	氏名 (関係) :	対象者	氏名 (関係) :
	聴取者	氏名 (所属) :	聴取者	氏名 (所属) :
	内容		内容	

事実確認・検討結果	虐待の状況	1		虐待に至ったと考えられる要因	a	
		2			b	
		3			c	
		4		その他リスク要因	d	

調査、検討、対応メンバーにおける虐待の認定	認定根拠（上記虐待の状況、要因に基づき認定）		
	☐ 虐待事案である		
	虐待類型	☐ 身体的	
		☐ 性的	
		☐ 心理的	
		☐ 放棄・放置	
		☐ 経済的	
		☐ その他	
	☐ 虐待事案でない		
	☐ 現段階では疑いの状態		
被虐待者への当面の対応	緊急性の有無		緊急性の有無を判断した根拠と対応内容（虐待の状況、要因に基づき記載）
	☐ 緊急性あり		
	☐ 緊急性なし		
被虐待者の意向	虐待を受けているという自覚		☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 ☐ その他（ ）
	虐待に対する意思表示		☐ 助けを求めている ☐ サインがある ☐ 隠そうとする ☐ 意思表示が困難 ☐ その他（ ）
	備考		
虐待者の意見			
その他関係者等の意見			
滝川市への通報			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

調査、検討、対応シート

虐待対応マニュアル 別紙2-2

開始日	令和 年 月 日	報告日	令和 年 月 日	記録者			
メンバー							

被虐待者の状況	ふりがな				☐ 男 ☐ 女	ID		
	氏 名	☐ 不明 生年月日			年 月 日	年齢	歳	☐ 不明
	連絡先					現在の状況		
	診療開始時期	() 年 () 月 () 日 より ☐ 不明						
	傷病名							
	身体的合併症	☐ 有 () ☐ 無 ☐ 不明						
	受診形態	☐ 外来 ☐ 訪問診療 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリ ☐ その他 ()						
	キーパーソン	氏名 () 被虐待者との関係 ()						
	特記事項							

調査 (聞き取り等)	調査日	令和 年 月 日	調査日	令和 年 月 日
	対象者	氏名(関係) :	対象者	氏名(関係) :
	聴取者	氏名(所属) :	聴取者	氏名(所属) :
	内容		内容	
	調査日	令和 年 月 日	調査日	令和 年 月 日
	対象者	氏名(関係) :	対象者	氏名(関係) :
	聴取者	氏名(所属) :	聴取者	氏名(所属) :
	内容		内容	
	調査日	令和 年 月 日	調査日	令和 年 月 日
	対象者	氏名(関係) :	対象者	氏名(関係) :
	聴取者	氏名(所属) :	聴取者	氏名(所属) :
	内容		内容	

